



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

- ・長崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

自 然 環 境 課

規 則

長崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第26号

長崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県立自然公園条例施行規則（昭和48年長崎県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 保護及び利用（第9条— <u>第17条の2</u> ） 第3章及び第4章 略 附則 （公園事業となる施設の種類） 第1条 長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。 （1）～（5） 略 （6） 他人の用に供する車庫、駐車場及び給油施設 <u>その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設</u> （7）～（9） 略 （10） 植生復元施設及び <u>動物繁殖施設</u> （11）及び（12） 略 （公園事業の執行認可申請書等） 第2条 略 2 条例第9条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設にあっては、第7号、第8号及び <u>第11号</u> に掲げる書類を、市町が執行する公園事業にあっては、第1号、第2号、第6号から第8号まで、 <u>第11号及び第12号</u> に掲げる書類を除くとともに、 <u>行為の規模が大きい</u> ため、第3号から第5号まで及び第10号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて、	目次 第1章 略 第2章 保護及び利用（第9条— <u>第17条</u> ） 第3章及び第4章 略 附則 （公園事業となる施設の種類） 第1条 長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。 （1）～（5） 略 （6） 他人の用に供する車庫、駐車場及び給油施設 （7）～（9） 略 （10） 植生復元施設及び <u>養魚施設</u> （11）及び（12） 略 （公園事業の執行認可申請書等） 第2条 略 2 条例第9条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設にあっては、第7号、第8号及び <u>第10号</u> に掲げる書類を、市町が執行する公園事業にあっては、第1号、第2号、第6号から第8号まで及び <u>第11号</u> に掲げる書類を除く。

適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあっては、当該公園施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1程度の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図

(6) 略

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について、収入及び支出の総額並びにその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

(8) 工事の施工を要する場合にあっては、事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 第1条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

(10) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度の図面

(11)～(13) 略

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第9条第2項の協議又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（変更の協議又は認可を要しない事項）

第3条 条例第9条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第9条第4項第1号又は第5号に掲げる事項の変更（ただし、同項第5号に掲げる事項の変更にあつては、第1条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

(2) 前条第1項各号に掲げる事項の変更（ただし、第1号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第4条 略

(1)及び(2) 略

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあっては、当該公園施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図、給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図

(6) 略

(7) 公園施設の管理し、又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

(8) 事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(10)～(12) 略

（変更の協議又は認可を要しない事項）

第3条 条例第9条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第9条第4項第1号に掲げる事項の変更

(2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、供用期間

(4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額の変更

(5) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に係る変更

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第4条 略

- 2 条例第 9 条第 8 項において準用する同条第 5 項の規則で定める書類は、第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類のほか、変更に係る第 2 条第 2 項各号に掲げる書類（同項第 3 号及び第 4 号に掲げるものを除く。）とする。
- 3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第 9 条第 6 項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺 1,000 分の 1 程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。
（承継の協議又は承認の申請）
- 第 6 条 条例第 11 条第 1 項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
- (1) 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 公園施設の種類
(3) 公園施設の管理又は経営の方法
(4) 公園事業を譲渡しようとする年月日
(5) 公園事業を譲渡しようとする理由
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業にあっては、第 4 号に掲げる書類を除く。）を添付するものとする。
- (1) 譲受人が個人の場合にあっては、譲受人の住民票の写し
(2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
(3) 第 2 条第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 12 号に掲げる書類
(4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について、収入及び支出の総額並びにその内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
(5) 第 1 条第 3 号に掲げる宿舎に関する公園事業であって、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあっては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
(6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類
(7) その他知事が必要と認める書類
- 3 条例第 11 条第 2 項の規定による承継の協議又は承認の申請は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を提出して行うものとする。
(1)～(5) 略
- 4 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
(1) 略
(2) 第 2 条第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 12 号に掲げる書類
(3) 略
- 5 条例第 11 条第 3 項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
(1)～(3) 略
- 6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
(1) 第 2 条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 12 号に掲

- 2 条例第 9 条第 8 項の規定により準用する同条第 5 項の規則で定める書類は、第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類のほか、変更に係る第 2 条第 2 項各号に掲げる書類（同項第 3 号及び第 4 号に掲げるものを除く。）とする。
- （承継の協議又は承認の申請）
- 第 6 条
- 条例第 11 条第 1 項の規定による承継の協議又は承認の申請は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を提出して行うものとする。
- (1)～(5) 略
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 略
(2) 第 2 条第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 11 号に掲げる書類
(3) 略
- 3 条例第 11 条第 2 項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
- (1)～(3) 略
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 第 2 条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 11 号に掲

げる書類 (2)及び(3) 略 (特別地域内における行為の許可申請)
第10条 略
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。 <u>ただし、行為の規模が大きいため、当該各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。</u>
(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、 <u>条例第18条第3項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。</u>
4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例第18条第3項の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、第1項の申請書には、第2項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
(1)～(4) 略
5 略 (許可基準)
第11条 条例第18条第3項各号に掲げる行為に係る同条第4項の規則で定める基準は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第4項の規定に基づき国立公園又は国定公園内に指定された特別地域内の行為の許可基準について定める自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条の規定の例によるものとする。この場合において、第9条の区分がされていない特別地域については、第3種特別地域とみなす。
<u>(土地所有者等との協議)</u>
第11条の2 条例第18条第3項第16号の区域の指定にあつては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、当該土地所有者等と協議するものとする。
<u>(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)</u>
第11条の3 条例第18条第3項第18号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）に

げる書類 (2)及び(3) 略 (特別地域内における行為の許可申請)
第10条 略
2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。
(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、 <u>構造図</u> 及び意匠配色図
(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1 <u>以上</u> の図面
3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例第18条第3項の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
(1)～(4) 略
4 略 (許可基準)
第11条 条例第18条第4項の規則で定める基準は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第4項の規定に基づき国立公園又は国定公園内に指定された特別地域内の行為の許可基準について定める自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条の規定の例によるものとする。この場合において、第9条の区分がされていない特別地域については、第3種特別地域とみなす。

において車馬を使用することとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第12条 条例第18条第8項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にあって、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭窯、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあっては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。）。

(5)～(9) 略

(10) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

(11)～(14) 略

(15) 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(16)～(16)の3 略

(16)の4 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。）すること。

(16)の5 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

(16)の6 既存の電線等に附帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

(16)の7 変圧器その他の電柱に附帯する工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築、改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

(16)の8 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブル並びに引込みに要する設備を設置すること。

(16)の9 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第12条 条例第18条第8項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭窯、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

(5)～(9) 略

(10) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

(11)～(14) 略

(15) 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(16)～(16)の3 略

(16)の4 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。

(16)の5 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

(16)の6 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

(16)の7 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

(16)の8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

(16)の9 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必

金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(16)の10 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除若しくは当該防除に係る調査又は保安の目的で、カメラを設置すること。

(16)の11 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

(16)の12 知事が、自然公園の保護又は適正な利用の推進の目的で人の立入りを防止するための柵、当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(17) 略

(18) 自家用のために木竹（条例第18条第3項第11号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

(18)の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(18)の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(19)及び(20) 略

(21) 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

(21)の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

(21)の3 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

(22) 略

(22)の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(22)の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(22)の4 略

(22)の5 自家用のために木竹（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）を損傷すること。

(22)の6～(22)の13 略

(22)の14 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(22)の15 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(16)の10 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

(17) 略

(18) 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

(19)及び(20) 略

(21) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

(22) 略

(22)の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(22)の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(22)の4 略

(22)の5 自家用のために木竹を損傷すること。

(22)の6～(22)の13 略

(22)の14 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第3項の規定により

(22)の16 略(22)の17～(27)の 5 略

(27)の 6 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

(27)の 7～(27)の11 略

(28) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること (正当な理由がなくで行う場合を除く。)。

(29)及び(30) 略

(31) 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

(32) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。

(32)の 2 特定外来生物の防除又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(32)の 3～(32)の12 略

(33) 宅地内ににおいて採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

(33)の 2 農業を営むために必要な範囲で採取等規制植物を損傷すること。

(33)の 2 の 2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(33)の 2 の 3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(33)の 2 の 4 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である植物(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。

(33)の 3 農業を営むために条例第18条第3項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)。

(33)の 4～(33)の 8 略

知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(22)の15 略

(22)の16 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(22)の17～(27)の 5 略

(27)の 6 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

(27)の 7～(27)の11 略

(28) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(29)及び(30) 略

(31) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

(32) 漁港漁場整備法第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。

(32)の 2 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(32)の 3 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(32)の 4～(32)の13 略

(33) 宅地内にある植物で、条例第18条第3項第11号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

(33)の 2 認定保護増殖事業等の実施のために自然公園法第20条第3項第11号の規定により環境大臣が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

(33)の 2 の 2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(33)の 2 の 3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(33)の 2 の 4 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である植物(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。

(33)の 3 農業を営むために条例第18条第3項第12項の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(条例第18条第3項第12号の知事が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。)。

(33)の 4～(33)の 8 略

(33)の 9 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(33)の10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する

(33)の9 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(33)の10 略

(33)の11 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第18条第3項第14号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の規定により知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

(33)の12 略

(33)の13及び(33)の14 略

(34) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用

法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(33)の11 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(33)の12 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(33)の13 県指定鳥獣保護区内において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(33)の14 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(33)の15 略

(33)の16 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

(33)の17 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第18条第3項第14号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（条例第18条第3項第14号の規定により知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

(33)の18 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

(33)の19 略

(33)の20 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(33)の21 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

(33)の22及び(33)の23 略

(34) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を受けた都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動

施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

(35)～(35)の12 略

(35)の13～(35)の29 略

(35)の30 公園管理団体が行う条例第32条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、その行為の内容及び実施期間を記載した書面がその行為を行おうとする日の14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(35)の31 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例(平成20年条例第15号)第51条第3項第5号の規定による知事の許可に係る行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(35)の32 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(35)の33 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(35)の34 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(35)の35 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(35)の36 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項に規定する実施計画に従って実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(36)及び(37) 略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第15条 条例第20条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第12条第1号から第16号の12まで、第24号から第27号まで、第28号から第32号の2まで、第34号、第35号又は第35号の30から第35号の36までに掲げる行為

(2) 略

(3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等(表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。)を設置すること(同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。)

(4)～(14) 略

用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

(35)～(35)の12 略

(35)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

(35)の14～(35)の30 略

(36)及び(37) 略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第15条 条例第20条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第12条第1号から第16号の10まで、第24号から第27号まで、第28号から第32号の3まで、第34号又は第35号に掲げる行為

(2) 略

(3)～(13) 略

(14) 第14条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、

(15) 略

(15)の2 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜、その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。
ア～エ 略

(16) 略

(17) 前条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附随する行為（許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等）

第17条 条例第18条第3項の規定による許可を受けた行為又は条例第20条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第10条第2項及び第3項又は第13条第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 略

3 第1項に該当するもののほか条例第18条第3項の規定による許可の申請又は条例第18条第5項若しくは第7項若しくは条例第20条第1項の規定による届出に係る行為が、輕易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第17条の2 条例第24条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 野生動物（条例第24条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

(2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。
（公園管理団体となることができる法人）

第20条の2 条例第31条第1項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合とする。

（公園管理団体の指定基準）

第21条 条例第31条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

(15) 略

(15)の2 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜、その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。
ア～エ 略

(16) 略

（許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等）

第17条 条例第18条第3項の規定による許可を受けた行為又は条例第20条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第10条第2項又は第13条第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 略

3 第1項に該当するもののほか条例第18条第3項の規定による許可の申請又は条例第20条第1項の規定による届出に係る行為が、輕易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

（公園管理団体の指定基準）

第21条 条例第31条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) 略
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他
 条例第32条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務
 (同項各号に掲げる業務にあっては、当該公園管理団体の
 業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ
 確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであ
 ること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第32条第
 1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務を適正かつ確
 実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するもの
 であること。
- (4) 条例第32条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業
 務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

- (5) 会社又は森林組合にあっては、自然公園の植生の保全
 その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として
 歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その
 他の維持管理に係る実績を有していること。

(証明書の様式)

第22条 条例第17条第2項、第22条第3項、第24条第3項又
 は第37条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書
 は、様式第1号による。

様式第1号

(第1面)

第 号		立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日生		写 真
	年 月 日交付		
	年 月 日限り有効		
長崎県知事		印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる長崎県立自然公園
 条例の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある条項により立
 入検査等をする職権を有するものです。

長崎県立自然公園条例の条項	該当の有無
長崎県立自然公園条例第17条第1項	
長崎県立自然公園条例第22条第2項	
長崎県立自然公園条例第24条第2項	
長崎県立自然公園条例第37条第1項	

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとす
 る。
- 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を
 有する場合は「○」を、有しない場合は「－」
 を記載すること。
- 3 裏面には、参照条文を記載することができる。

- (1) 略
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他
 条例第32条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うこと
 ができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第32条各
 号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員
 及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としないことその他条例第32条各号に掲げ
 る業務を公正かつ適確に行うことができるものであるこ
 と。

(証明書の様式)

第22条 条例第17条第2項、第22条第3項、第24条第3項又
 は第37条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書
 は、様式第1号、様式第2号、様式第3号又は様式第4号
 による。

様式第1号

表

この証明書を携帯する者は、長崎県立自然公園条例第17条第 2項に規定する立入検査等を行う職員である。	
第 号	
(顔写真)	長崎県
	職名 氏名
	生年月日
	身分証明書
	年 月 日交付
	長崎県知事 印

裏

長崎県立自然公園条例 (抄)

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 知事は第9条第3項の認可を受けた者に対し、公園事
 業の適正な執行に必要な限度において、その公園事業の執行
 状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、
 その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その
 他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがで
 きる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す
 証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められた
 ものと解釈してはならない。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰
 金に処する。

- (1) (省略)
- (2) (省略)

- (3) (省略)
- (4) 第17条第 1 項又は第22条第 2 項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又は忌避した者
- (5) (省略)
- (6) (省略)
- (7) (省略)

備考 この用紙は、A 列 6 番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

様式第 2 号

表

この証明書を携帯する者は、長崎県立自然公園条例第22条に規定する立入検査等を行う職員である。

第 号

(顔写真)

長崎県
職名 氏名
生年月日
身分証明書
年 月 日交付
長崎県知事 印

裏

長崎県立自然公園条例 (抄)

(報告の徴収及び立入検査)

第22条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第18条第 3 項の規定による許可を受けた者又は第20条第 2 項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第18条第 3 項、第20条第 2 項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第18条第 3 項各号若しくは第20条第 1 項に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係者に提示しなければならない。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) (省略)

(4) 第17条第 1 項又は第22条第 2 項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又は忌避した者

(5) (省略)

(6) (省略)

(7) (省略)

備考 この用紙は、A 列 6 番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

様式第 3 号

表

この証明書を携帯する者は、長崎県立自然公園条例第24条に

規定する指示をすることができる職員である。

第 号

(顔写真)	長崎県	氏名	
	職名		
	生年月日		
	身分証明書	年 月 日交付	印
	長崎県知事		

裏

長崎県立自然公園条例（抄）

（利用のための規制）

第24条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) （省略）
- (2) （省略）
- (3) （省略）
- (4) （省略）
- (5) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第24条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において第24条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (7) （省略）

備考 この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

様式第4号

表

この証明書を携帯する者は、長崎県立自然公園条例第37条に規定する実地調査のための立入、標識の設置等を行う職員である。

第 号

(顔写真)	長崎県	氏名	
	職名		
	生年月日		
	身分証明書	年 月 日交付	印
	長崎県知事		

	裏 長崎県立自然公園条例（抄） （実地調査） 第37条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除却させることができる。ただし、道路法（昭和27年法律第180号）その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。 2 知事は、当該職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。 3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) （省略） (2) （省略） (3) （省略） (4) （省略） (5) （省略） (6) （省略） (7) 第37条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者 備考 この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。
--	--

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺ク
イッ
田ク
ブ
宏
リン
弥ト

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。
(行為の許可基準に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の長崎県立自然公園条例施行規則第11条の規定は、この規則の施行後にされる長崎県立自然公園条例第18条第3項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。